

平生町告示第66号

令和2年第9回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年11月20日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和2年11月25日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

- (1) 令和2年度平生町一般会計補正予算
 - (2) 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	松本 武士君
赤松 義生君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	細田留美子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
村中 仁司君	中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和2年 第9回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和2年11月25日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和2年11月25日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第50号 令和2年度平生町一般会計補正予算
日程第5 議案第51号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第52号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第50号 令和2年度平生町一般会計補正予算
日程第5 議案第51号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第52号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

出席議員(12名)

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	5番 松本 武士君
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子さん	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君

書記 河村 勇汰君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君

会計管理者 …………… 田坂 孝友君 総務課長 …………… 中尾 和正君

総務課主幹 …………… 横田 佳幸君 総務課財務班長 …………… 久保 秀幸君

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回平生町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、細田留美子議員、河内山宏充議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告並びに本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第50号

日程第5. 議案第51号

日程第6. 議案第52号

日程第7. 議案第53号

○議長（中川 裕之君） 日程第4、議案第50号「令和2年度平生町一般会計補正予算」から日程第7、議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

11月を迎え、町内でも徐々に木々が色づきはじめ、秋が深まってきました。

本来なら、この自然の豊かさと恵みを味わう秋ならではのイベントが各地で催され、地域の元気づくりと交流の輪が広がっていくところですが、今年は新型コロナウイルスの影響により、それぞれ規模の縮小や中止を余儀なくされております。

本町におきましては、町民の皆様に平生の秋を少しでも楽しんでいただけるよう、ウェブ版平生町ミニ文化展等、イベント内容を工夫した取り組みを行っており、町民の皆様も様々な工夫を凝らし、平生の秋を楽しんでいただいていることと思います。

新型コロナウイルス感染症の状況を見ますと、国内各地で感染者が第一次のピークよりも高い数値で毎日発生しており、県内においても、クラスターが発生するなど、感染者数が急増している状況であります。経済、町民生活を元気にしていかなければならないことから、しっかりと状況を見極めながら、必要な手を打っていきたいと考えております。

こうした中、令和2年第9回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に御提案申しあげます議案は、予算1件、条例3件でございます。

それでは、議案第50号「令和2年度平生町一般会計補正予算」について御説明申しあげます。

今回の補正額は391万7,000円を追加いたしまして、予算総額は69億572万7,000円となるものであります。

このたびの補正予算につきましては、新庁舎の建設にあたり、電話線等のケーブルが施工に支障をきたすことから移設する必要があり、移設に要する経費を計上いたすものであります。

財源といたしまして、財政基金からの繰入金により対応いたすものであります。

続きまして、議案第51号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」並びに議案第52号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して御説明申しあげます。

両条例につきましては、一般職の職員の給与改定に伴いまして、所要の改正をいたすものであ

ります。

改正の内容といたしましては、期末手当について、年間の支給月数を0.05月分引き下げいたすものであります。

施行日につきましては、本年度の期末手当分につきましては公布の日とし、12月期の期末手当を1.70月から1.65月へ引き下げ、令和3年度以降の期末手当分につきましては施行日を令和3年4月1日とし、6月期並びに12月の支給月数を1.675月といたします。

続きまして、議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申しあげます。

本条例につきましては、本年度の人事院及び県人事委員会の勧告を総合的に勘案し、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当について、年間の支給月数を0.05月分引き下げいたすものであります。

施行日につきましては、本年度の期末手当分につきましては公布の日とし、12月期の期末手当を1.30月から1.25月へ引き下げ、令和3年度以降の期末手当分につきましては施行日を令和3年4月1日とし、6月期並びに12月の支給月数を1.275月といたします。

以上をもちまして、予算1件、条例3件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第50号「令和2年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 新庁舎の関連の予算が出されております。町長の提案理由の説明では、工事に支障があるため移設をするのだという説明でした。それでですね、どうしてこういうことがこの時期になって出てくるかという問題ははっきりさせておかないといけないと思うんですよ。当初からこういうことは予測されるわけですから。このことについて考えてみました。

先の特別委員会で、金額が約1億9,000万増える、工期を延長するという話が出されました。なぜこういうことになるかということなんです。そこで私は、今度の経緯について考えてみたんですけど、初めの案ではあそこに3階の庁舎を建てて、そこにみんな入るんだという話でした。それでは入らないというのをずっと言ってきたんですよ。それが入る入るという説明をしてきました。結局それで行き詰まって、前の町長が一時再調査をするという約束をしました。

ところが、その約束は守られないで第3庁舎を全面的に改修して、入らないから入れるという方向に転換をされたんですよ。そうして今の案がずっと続いているわけですが、その時にちゃんとした調査をされないからこういうことになっているんですよ。その場しのぎの、とにかく計画を作ってきたと。

当然、私はこれまで建築の改修工事も多く携わってきました。建築の躯体の工事も大変ですが、附属の通信、電気、設備、こういったことが絡んできますから大変な労力と工期を要する、費用も要するような経験をしてきました。今後、どういう具合に工事をするんだろうかということもずっと考えてきました。

中でも、災害対策本部をどうするのかという質問を何回もしてまいりました。大変困難な時代になると予測したからです。結局、それへの回答がこの前の特別委員会の中身なんですよ。防災関係の機能、通信機能、そのための非常電源の機能、こういったものは当初から予測されて、工事に入っておらなければならないのがずっと落ちていたと。したがって、これは同時に工事は簡単にはできないんですよ。同時にやった場合、災害対策本部が大変な事態になる。どういう具合にされるんだろうかというのが、結局、これらを全部新規にして切替えをすると。したがって工期も延びる。金額も増えてくる。これがこの前の特別委員会の中身だったんですよ。この一部が今回補正予算にされました。

それでですね、結局ずさんな対応、見通しの甘い対応はずっと続いているのではないかなと思うんですよ。特に、特徴的なのは、前の特別委員会でも委員から指摘がありましたように、通信施設についても業者のコピーをそのまま出してくる。工程表についても建設業者の工程表をそのまま出してくる。契約相手でもない資料をね。結局、全然真剣さがないと言いますかね、その場その場でずっとやってきているのが実態じゃないですか。それじゃあ、なかなか恐ろしいですよ。これから、また聞いてみましたら、外構は十分検討をしたものじゃないからまだ追加されるんじゃないかという話が出て、今、約12億になってますよ、総工費が。こういった点じゃあ、ずっとこのことを指摘してきたんです。そのとおりに進んでまいりました。

特に今度の事態をみても、結局、通信にしても、建設にしてもみな丸投げじゃないですか。それで正確な積算ができるのかということまで思うようになっておりますよ。この点を今回どうしてもちょっと検証しておかなければならないと思いますので、こういったことに対する対応の状況について説明していただきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 確かにそういうのを失念といいますか、わかっていたのかどうか知りませんが、ただですね、今回よく考えてみてください。私になったのが2年前ですよ。そのときから、庁舎をどうするのかと、今までやっておられたのがあって、それをどうにかすればできるのかという発想をしたんですが、やっぱりこれじゃあ無理だという話でプロポーザルという

形で庁舎を建設すると。もう日にちがないわけですよ。令和2年度、今年度までに本当はできてないといけなかったんですが、なんとか総務省のほうで、2年度までに実施設計ができれば、その後に至ってもちゃんと交付税措置は続けるということにさせていただいたので、今回、2年度までに実施設計をするということで、期間のない中を一所懸命作業して、なんとか実施設計までということでこぎつけたわけですが、確かにそういう、細かいといったら失礼になるんですけど、そういったものが抜けたりはいたしました。これを建てるという方向で私ども検討していったわけですが、これから多少出てくるかもしれませんが、そこは大目に見ていただくということしかないのかなと。とにかく建てることを私どもは第一義としてやってまいりました。

確かに、いろんな設備等について、抜け落ちたり、対応の甘さがあったことは否めませんので、これからもっと精査しながら、作っていく途中でいろんなことが出てくると思うんですよ。それは勘弁していただくしか方法はない。ただ、ちゃんと説明をいたしますので、それを御理解いただけるかどうかということになろうかと思えます。

また、設備とか通信とか、そういうものを私どもで見積もれと言ってもできるわけがないです。それは無理という話であって、やっぱり専門家は専門家、私どもにそれを積算しろと言われても、これ無理です、実際の話。どんなに勉強したって、そんな簡単なものじゃないと思えます。

したがって、業者はプロですから、プロの人から聞いて、私どもはそれについてこれでいいのかどうか、よその業者も比べながら、どれが一番安心して単価も安いし、廉価なものを見つけてやるしか方法はないと私は思っております。

いずれにいたしましても、これから先もいろんなことが出てくると思いますが、それはそのたびに御説明申しあげまして、納得いただいていくしか方法はないというふうに思っておりますので、議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申しあげまして答弁とします。以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 町長さん、一生懸命答弁されたのはわかりますけど、今のは適切じゃないですよ。そんな能力あるはずないじゃないかという話ですけど、これはちょっと言い過ぎですからね、訂正されたほうが良いと思うんですがね。適切にコンサルやいろんな建設業者から資料をいただいて、自らがそれなりの調査をして判断するというのが今の役場の職員のスタンスじゃないんですか。だからああいう発言はちょっとひどすぎますよ。ですから、できるだけそういうことが、努力したというのがわかるようにするためにも、ああいう丸投げのような資料を出してくる態度に問題があるわけですから、それは能力がないからこういうことになったという情けない発言はしないでくださいよ。

こういったことは、先ほど言いました。改修については当然うちの職員でも知ってるはずなんですよ、どういう工事が伴うというのは、第3庁舎を全面改修するという時点で。それはそれで

事情もわかりますからね、適切に町がちゃんと管理をして、積算をしてやっていくという覚悟がないと困るんですよ。

契約議案のとき、私は棄権をいたしました。これ、ずっと、これから先、庁舎関連の予算についてどうするかっていうことでずっと悩んできているんですけどね、進んでいることを止めるといふ気はございませんが、厳しい対応はしていかなければならないとも思っております。

したがって、庁舎関連については、厳しい指摘をしながらも黙認せざるを得ないのかなという気持ちでずっと今対応してきているんですよ。ですから、その点ではもうちょっと、町長さん、今の答弁はひどすぎるんじゃないですかね。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほど申しあげたのは、専門的なものについての話でございまして、すべてのことを言っているわけではございません。

例の防災の装置とかにつきましては、一旦のけて工事をやるという予定でしたが、これがのけるのが無理だという話になったもので、今回これはそのまま使って、新しい庁舎が建ったときに新しいものにしようということにただけでありまして、決して全然考えていなかったという意味ではなくて、一旦違うところに移して、それを使用するという予定だったんですが、それができないということなんで、そのまま使っていくという形に変わったものであります。だから、全然考えてなかったわけではないんです。

いずれにしても、私どもの担当部署と言いますか、担当者が一生懸命どうしたらいいかというのを考えて今回やっているわけでございまして、確かにそのとおりにいかないこともあるかもしれません。それはやってみて初めてわかるもので、机上では、こうできるよねっていうようなことを考えながらやっているわけで、それが当然やり始めたり、また、業者によっては、これ移せるという想定のもので私どもしたんですけども、業者がこれは移すのは無理だということになったわけで、対応策としてそのような形にさせていただいたわけでございます。

いずれにしても、今、防災装置等につきましては、例の起債の対象になっていまして、7割交付税措置があるという事業も使えるようになっていきます。まだ使えるという話を聞いていますので、それを使うのかどうかというのは別にして、一番財政的にいいものを使ってやっていきたいというふうに思っております。

先ほど言った能力がないというのは専門的な能力という意味で、通常の、通常という言い方は変ですけども、常識の範囲内では当然知り得るし、それよりも、私個人よりは当然担当している職員のほうが承知はしているはずなので、それを使って一生懸命これまでやってきたわけでありまして、変更については正直いろんな理由があります。それを説明して、それで納得いかないということがないように私どもは説明責任を果たしていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） またよくお話をされましたからちょっと言っておきますが、電気、通信、設備、そういったものについて、改修工事は一時機能停止せんと簡単じゃないんですよ。それは極めて単純な問題で、すぐわかるはずなんです。私は、第3庁舎を改修すると言いますから、一時あそこの機能停止せん限り絶対できませんからね、それは常識的にわかる。ずっとそういう工事もやってきましたけど。ですから新築工事と同時進行はできないんですよ。やって移して、どこか移せるところをつくって改修するという、どこか移せるつもりなんて話は全然聞いてもないし、そんなものはできもしませんよ。そういうこともちょっと認識が浅すぎますから、またずっと話をしていきますけど、第3庁舎を改修するときにこれはまず無理と、同時進行は、これは一番先に思うのが技術者の思いつきなんです。ですから、災害対策本部をどうするかという問題提起をずっとしてきたんです、無理だと思うから。その回答がこうだったんですよ。そういう点ではもうちょっと中身で詰めて発言してください。多くは申しません。以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 詳細につきましては、横田主幹に答えさせます。

○議長（中川 裕之君） 横田総務課主幹。

○総務課主幹（横田 佳幸君） 少し今の件について補足をさせていただきます。資料等の提出につきましては、業者のものをお示したことにつきましては配慮がなかったことをお詫びいたします。これにつきましては、一番わかりよいものをというところで選択したというところではございますが、そこにいわゆる行政としての立場の責任というところで配慮がなかったことにつきましてはお詫び申しあげます。

第3庁舎につきましては、改修等いろいろ出るというのは予測がつくというのは、ある程度平岡議員が言われるとおりに思います。その辺の対応もいたしてきたところではございますが、やはり不測の部分も出てきたというのも事実でございます。

このたびの切替えにつきましても、随分以前からは業者のほうには提示のほうを求めてきておったんですが、実際に中を開けてみて、配線部分が足らなくなるといったところが出てきたというのが現実でございまして、今回、特に保健センターへの延長部分とか、こうした管を移設することでその延長部分が延びるといったもので、不足する工事が出てくるというのがNTT側の説明ではございましたが、そういったものは致し方なく、対応いただけないかという依頼を受けたものであります。それでこのたび急遽お願いするという運びになったものでございます。

これにつきましては、当初は予定はなく、切替えの中でまかなうというところではございましたが、どうしても移設を考える上で、電柱の移設ですね、移設する上でどうしても線がもう延ばせないという事情が出てくるというところで、その対応をいろいろ対策を練った結果、ポイントを切り替えるとか、そういった変更に出てきたというところで、改修費が出てきたというところ

ろは生じております。

防災機能につきましても、本部については場所さえあればできると思っておりますが、移設につきましては、当初、現状のものを移設する、県防災、町防災ともに移設するというところに対応してきておりました。担当のほうと協議する上で、数年後にはやはりやり替えが必要になってくる。その場合と、特にこのたびは環境も変わっております。コロナ対策とかいろいろ出てきております。そういった問題で機能を拡充したほうがいいのではないかとということも話し合いの中で出てきたところです。

総合的に判断いたしますと、やはりこの庁舎を移転する時にすべてやってしまったほうが、後々改修費等を加算するというのを考えると、この数年、特に5年間ぐらいですか、更新が予想されるもの、また、今本当にコロナ対策等、国の動き等で情報化などを言われております。この辺の対応といたしましても、今、庁舎移転の際に取り組みざるを得ないだろうという判断がされてきております。

当初はその辺は全然考えることなく、現状の移設というところで、とにかく安くしてあげていくんだという思いでやってきておりましたが、社会情勢等を勘案しますと対応していかないと今後は後れをとる、何事にも行政としての責務としてそこに対応してきたのかと問われる時代がくるというところの懸念があります。

そのため、特にこの直近1年間ではございますが、いろいろ検討する中で、協議していく中、いろんな情報を得る中で、比較検討する上では今回に乗せていったほうがよいではないかという判断をいたして、このたび、いろいろかさむ話にはなってきましたはおりますけれどもお願いしていくのを判断いたしましたものでございます。

もしすれば、現状に戻して移設で対応するかということもあるとは思いますが、そこは皆様方の御判断というか、御審議いただいて御判断いただいたらいいものかなというふうに思っておりますが、執行部側としましては、これが最善の策であるというふうに判断しましたことで、このたび先の変更について御説明を差しあげたものでございます。以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 補正予算ですけれども、平岡議員が言われたこと、ある意味正しいことだと思います。信念を持ってずっと同じ姿勢で取り組んでらっしゃるし、この指摘に関しては、今後も執行部側はきちんと心に留めて進めてほしいと思います。

今回、この臨時議会で審議すべきは、やはり補正予算、この数字、内容についてであると思っております。当然ですけど。そこで、あん時に言うたとか言わんとか、言い方が悪いとか、そういうことも必要かもしれませんけれども、過去においても特別委員会であったり、議会であったり、その中で都度審議をして議決を踏んで、きちんと議決をして進んでいるものです。この歩みを遅くさせたり、止めたりすることは、一人もそんなことは思っていないでしょうけれども、結果論と

して遅くしてしまうことはあってはならないと思っています。

今回の補正予算ですけど、当然必要だからここに上がっているわけですよね。これによって工事がスムーズに進む、それによって素晴らしい庁舎ができて町民のための庁舎ができる。今、横田主幹から説明があったとおり、今の補足で皆さんかなり理解が進んだんじゃないかと思えますけど、この予算、この工法と、架設ですよね、この予算が今のベストということで、町長よろしいですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） これが町として一番ベストな方法だというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」から議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までを一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 新型コロナの問題が発生してですね、ずっと夜遅くまで頑張ってこられた職員の皆さんの期末手当を減額をするということの議案だと思うんですが、よく期末・勤勉手当というふうにいわれていて、ちょっと条例を見てみましたら、今年の当初予算では、年間、期末勤勉手当で4.5か月分支給すると、当初予算のときにはなっていました。

それで、内訳は期末手当が1.3か月と勤勉手当が0.95か月で、それを2倍したら年間4.5か月と、こういう勘定になると思うんですが、期末手当と勤勉手当の性格といいますか、それを一つお尋ねをしておきたいということと……そこをまずお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾 和正君） 赤松議員から期末手当、勤勉手当の性格をということでお尋ねだと思います。期末手当、勤勉手当は民間によるところのボーナスに当たるものですけども、期末手当が一定の金額というかですね、固定部分、勤勉手当が条例のほうに成績率という書き方をしていますけども、成績に比例する部分といった性格を持ったものがございます。以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、勤勉手当のほうは何というか、条例を見てみたら、勤務成績に応じて支払うというような形にはなっているんですけど、今回減額するのは、どなたにも平等に支払うという期末手当のほうが減額の対象になるようになっています。成績に応じて払うほう

の減額なら、これはまあ、少しはちょっと罪は軽いかなと思うんですが、みんなに一定料払うというか、生活給とも言えるような部分について、そこを減額するというのはいかがなものかと思っています。

それから、今年から会計年度任用職員の方々が大量に採用されることになりましたけど、その会計年度任用職員の方については期末手当しか支給はされないと思うんですが、それも同様に減額になるのでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。基本的におっしゃるとおりなんですけども、やっぱり国のほうもそうですし、人事委員会のほうもそういう方針でやっておりますので、基本的にそれに合わせるということでありまして。これは地方公務員法上、国または他の地方自治体と均衡を図れというふうになっておりますので、うちだけ独自にどちらかを下げるといったことはできないと考えています。

それから、これは私の考えです。なぜ、勤勉のほうではないのだろうかといいますと、先ほど総務課長も言いましたとおりボーナスに当たるもの、期末手当のほうはですね、だから民間が減ったものをそちらで減らすという形なんじゃないかなと、これは私の考え方です。実際には聞いていません、なぜそうするのかというのは。ただ、方針的には大体そのような形になってますんで、同じように取り扱いをするというふうに考えています。

それから、会計年度任用職員ですか、そちらについては変更はございません。今のままでございます。以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。赤松義生議員

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について反対の討論を行います。

先ほどの答弁の中で、会計年度任用職員の期末手当についてはそのままであるということでありましたが、その点はよかったというふうには、それでなくても少ないことは確かなんですけど、でも幸いだったというふうに思っています。

今、最低賃金ということで、その地域地域によって最低賃金が定められて、働く人たちの生活というものが一定保障はされている状況になっております。そうした最低賃金とともに、公務員の賃金というか給与というか、こうしたものも働く人たちの生活を支えていく上で一定の標準というか、目安となるような部分があると私は思っております。そうした意味では、そこを引き下

げるということについてはあまりいいことではないと思います。

1997年からずっと世界的に見てみると、先進国と言われる国々のいろんな時間当たりの賃金の推移を見てみますと、多くの国々では5割とか9割とか、韓国に至っては1.6倍という形で上昇していますが、日本だけはマイナス8.9%と、1997年の時点を起点にしてもそれだけ下がっていると。そういう中で、前回の消費税増税前に比べて家計の消費を見てみますと、年間で20万円以上家計の消費が下がっているということで、ほとんど国民の生活は向上していないと、豊かになっていないと、こういう状況が言えると思います。

そういう時期に、特に新型コロナの問題が発生して、住民の命と暮らしを守るために懸命に働いてこられた地方公務員の人たちの期末手当をこの時期に減額をするということは、日本の国全体の景気の向上だとか、国民生活とかを考えてみても、また、この平生町で働く公務員の人たちの日ごろの苦勞に報いるという立場からも、この時期に引き上げることに反対だということを申しあげて私の反対の討論としたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第50号「令和2年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第50号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第50号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について採決をいたします。

議案第51号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第52号は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第53号に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第53号は可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。これをもって、令和2年第9回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 細 田 留 美 子

署名議員 河 内 山 宏 光